

	質問		回答
Q.1	勉強会資料P.7に「意向の最終調整」とあるが、この段階で換地なのか、マンションに住み替えるのかなど、意向を決めればよいのか。	A.1	令和11年度には換地設計が始まっているため、事業進捗としては令和10年度末までに決めていただきたいと考えております。
Q.2	勉強会資料P.31の工作物補償は、明け渡し当時にかかった費用が全て補償されるのか。	A.2	実費ではなく、用地対策連絡協議会が監修した基準に則って補償されることになります。そのため、当時かかった費用以上に補償されるケースもあれば、経過年数によっては当時かかった費用を下回るケースもございます。加えて、工法によっても変わることがございます。